

静岡県資源管理方針（くろまぐろ（大型魚）のみ抜粋）

令和 2 年 12 月 1 日 制定
令和 2 年 12 月 25 日 改正・公表
令和 3 年 3 月 30 日 改正・公表
令和 3 年 6 月 30 日 改正・公表
令和 4 年 3 月 29 日 改正・公表
令和 4 年 10 月 28 日 改正・公表
令和 6 年 3 月 22 日 改正・公表
令和 7 年 3 月 21 日 改正・公表

（別紙 1－6）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業（海面においてはえ縄漁法（幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろひき縄釣漁業（海面においてひき縄釣漁法（釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁船漁業等のうち、くろまぐろはえ縄漁業及びくろまぐろひき縄釣漁業を除いた漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

4 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績（H27-29）に応じて漁船漁業等管理区分の全体（あるいは、上記第2の1～3の管理区分全体）と定置漁業管理区分に按分し、残りの概ね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における配分については、まず、くろまぐろひき縄釣漁業に過去の漁獲実績（R3-5）に応じて配分する。次に、その他漁業に0.5トン进行配分し、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱について判断し、公表するものとする。

2 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

- (1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚体サイズ（小型魚、大型魚）、採捕の種類（定置網、まき網、その他）及び採捕者の所属（員内、員外、県外）別に採捕数量を県に報告するものとする。
- (2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合（以下「漁協」という。）、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日5.0トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- (3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。
- (4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制（土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。）の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

- (1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については県旋網事務局）に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の入網
ひき縄釣漁業、はえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の報告を受けた漁協又は県旋網事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
ひき縄釣漁業、はえ縄漁業等	・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。

中型まき網 漁業及び小 型まき網漁 業	・ 県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数の抑制及び操業場所の変更を実施。
------------------------------	---

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。